別紙４

応募上限回数に係る取扱い

１　基本的な取扱い

　　応募上限回数（本事業の前身事業である実践型地域雇用創造事業を含む）については、３回を限度とする。

ただし、時限措置として、令和７年度～令和８年度の各年度の応募については、すでに３回以上応募している場合でも当該期間中１回に限り応募できること。また、令和９年度～令和１０年度の各年度の応募までは、４回を限度とする。

（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 実施状況 | | 最終応募機会  （事業終了の翌年度に応募した場合）  ※令和７年４月１日時点 |
| 実施年度 | 通算回数 |
| １ | R4～R6 | ４回目 | R7年度（残１回） |
| ２ | R4～R6 | ３回目 |
| ３ | R4～R6 | ２回目 | R10年度（残２回） |
| ４ | R4～R6 | １回目 |
| ５ | R5～R7 | ４回目 | R8年度（残１回） |
| ６ | R5～R7 | ３回目 |
| ７ | R5～R7 | ２回目 |
| ８ | R5～R7 | １回目 | R11年度（残２回） |
| ９ | R6～R8 | ４回目 | － |
| 10 | R6～R8 | ３回目 | R9年度（残１回） |
| 11 | R6～R8 | ２回目 |
| 12 | R6～R8 | １回目 | R12年度（残２回） |
| 13 | R6年度時点で未実施 | | 応募上限回数は３回まで |

２　補足事項

（１）事業終了から３年度以上経過後に応募する場合は、その応募を１回目とする。

　　　※R4～R6 １回目実施　⇒　R10応募＝応募１回目

　　　　R4～R6 １回目実施　⇒　R9応募＝応募２回目

（２）同じ市町村であっても、単独地域から広域地域に変更して応募する場合や広域地域の構成市町村を変更して応募する等の場合は、原則として別協議会の応募という扱いとし、その応募を１回目とする。

※例えば、A市が３回連続実施した翌年度、A市を含む広域地域が応募することや、B市を含む広域地域が３回連続実施した翌年度、B市単独で応募することは可能。（それぞれ応募１回目となる。）

（３）応募後不採択となった場合は、その応募については通算回数に含まないこととする。